



報道発表資料

山形労働局発表
令和2年6月12日（金）

担	山形労働局労働基準部健康安全課 健康安全課長 齋藤 剛光 主任産業安全専門官 石山 裕之
当	TEL 023-624-8223 FAX 023-624-8235

熱中症予防対策の徹底を 7月は「重点取組期間」

～ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」展開中 ～

山形労働局（局長 河西 直人）では、職場における熱中症^{*1} 予防対策の一層の推進を図るため、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（以下「クールワークキャンペーン」という。）（実施期間：5月から9月まで）を展開しています。

当局は、クールワークキャンペーンの「重点取組期間」となる7月を前に、県内49の関係団体（労働災害防止団体、建設工事発注者等）に対し、「2019年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について」を6月8日付で通知し、熱中症予防対策の確実な取組の実施を呼びかけています。（別添1参照）

・STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

山形労働局では、キャンペーンを通じ労働災害防止団体等と連携した事業場への周知・啓発など、熱中症予防対策の徹底を図り、重篤な熱中症災害を防止することを目指しています。（別添2参照）

・職場における熱中症による死傷災害の発生状況

2019年の職場における熱中症の発生状況を見ると、キャンペーン期間中の全国の死亡者数は6月に1人、7月に5人、8月に15人、9月に3人の計24人（年間25人）で、2018年の計28人と比較して4人減少しました。しかしながら、2019年の死亡数は過去10年間で2018年に次いで多い状況となっています。

山形県内では平成22年8月以降、死亡災害は発生していませんが、休業4日以上死傷災害としては、ほぼ、毎年10人以上の労働者が熱中症に罹患しており、医療処置が遅れば重篤な事態に繋がる恐れがあるものも見受けられます。（別添3参照）

熱中症と気象要因には明確な因果関係が認められ、熱中症予防のためには、気象情報を正確に把握する体制を構築し、WBGT値に基づく対策の徹底が必要です。

さらに今夏は新型コロナウイルスの出現に伴い、これまでとは異なる生活環境下で迎えることとなります。特に気温や湿度の高い中でのマスク着用は注意を要しますので、別添4を参考にして十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心掛ける必要があります。

※1 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。

めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

※2 WBGT値とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数

- 別添1 2019年（令和元年）職場における熱中症の発生状況（確定値）等について
- 別添2 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット
- 別添3 令和元年 山形県内の職場における熱中症による休業4日以上之死傷災害の概要
- 別添4 「令和2年度の熱中症予防行動」リーフレット